

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

NPO法人
埼管ネット
Communication Network

発行所・編集 / 特定非営利活動法人 埼玉県マンション管理組合ネットワーク
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2階

編集責任者 土屋公司

事務所TEL 048-887-9921 FAX 048-887-9924

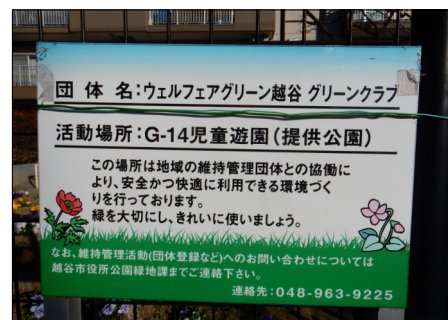


全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 埼管ネットは全管連を通じて国交省に意見提出しています
埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)理事団体

2023年1月 発行

137号

会 員 マ ン シ ョ ン 紹 介



2023年 新春号 目 次

表紙	紙	1
会長 新年挨拶		2
ビジョンを持って、建物		3
賛助会員年賀		4,5
省エネ改修、リフォーム支援		6
セミナーのお知らせ他		7
年間スケジュール、案内		8

ウェルフェアグリーン 越谷

【施設概要】
住所：越谷市瓦曽根
2丁目8-53
構造：SRC造
(鉄骨鉄筋コンクリート造)
1981年7月竣工
(築41年)
規模：地上8階建て
総戸数 217戸



謹んで初春のお慶びを申し上げます

新年のご挨拶



会長 土屋公司

新年、明けましておめでとう御座います。

旧年中は会員皆様方に格別なご高配を賜り、誠に厚く御礼申し上げます。

本年もより一層のご支援を賜りますよう心より、お願い申し上げます。

昨年を振り返りますとコロナウイルスの感染拡大から既に3年が経過しようとしています。社会、経済から生活にまで甚大な影響が及び、ウィズコロナでの新たな行動様式を模索しながらの一年でした。

世界では、ソ連がウクライナ侵攻により、食料、エネルギー価格の高騰、厳しい世情が余儀なくされています。

日本国憲法前文には、「われらは、全世界の国民

が、恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。自国のことのみに専念して他国を無視してはならない、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と謳っています。

(要点抜粋)

これを換言すれば、「戦争は恐怖と欠乏の地獄の世界である。日本は平和主義及び国際協調主義の立場に立ち、敗戦の経験を活かし、世界平和の実現を目指すなければならない。日本の政治道徳の法則とは、ウクライナ侵攻したプーチン大統領に、各国の意見を集約し、直接、撤退を勧告し終戦を提言すべきである。日本国の代表は、崇高な理念を持ち終戦交渉を実行する事を誓うべきである。」と憲法

理念は表明していると解釈します。国内を見ますと、混沌とした政治の不安定、諸物価高により、家計の圧迫が続いています。「分譲マンションの分野では、今後、老朽化したマンションが更に増加していくこと、相続により所有関係が複雑化していくこと、区分所有者が多様化・高齢化における役員の成り手が不足してゆくこと等を踏まえ、建物の維持修繕、保全の在り方、などの問題が顕著に進んでいます。

これらの問題を解消する目的の一助として、「マンション管理適正化法」が改正されました。しかし、制度が複雑且つ、管理組合に取り、メリットがない為に、業界、団体もその普及に足踏みをしている現状です。

また、区分所有法の改正に向け、法制審議会が、マンション等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売却等の新たな再生手法の創設等の老朽化マンション等の再生の円滑化を図る方策、今後の災害の発生を見越した被災マンション等の再

生の円滑化を図る方策について検討を進めています。

本年は、マンション管理新時代に向けての管理組合の存在の在り方が問われる一年となりそうです。

当法人に置きましても、会員皆様と新時代のマンション管理の在り方に取り組み、サポート出来る体制を取り、英知を結集し、日々研鑽し、皆様方のお役に立てる様、努力して参る所存です。

本年も、何卒宜しくお願い申し上げます。



国家百年の大計にあり
マンションも百年の計が必要なり

一、国家百年の計、日本の未来はマンション管理計画にあり。

2013年に国土交通省が発表した内容によると、鉄筋コンクリート造(RC造)

のマンションは平均68年で解体されています。この数値は、物理的な寿命ではなく、過半数のマンションが解体や建て替えをおこなったという数値です。

その要因は次の3点が挙げられています。

一、耐震性の問題

1981年以前の「旧耐震基準」は、震度5強程度の地震で倒壊しないという基準でしたが、1981年以降の「新耐震基準」は震度6強・7程度の揺れでも倒壊しないという基準になりました。築年数が古いマンションは「旧耐震基準」で建築されたものが多く、耐震改修工事をおこなうには多額の工事費用がかかります。耐震性を担保出来ずに平均寿命の前であっても解体して建て替えの選択に及んだマンションもあります。

マンションが新築のときから住み続けている人の多くは高齢者となり、居住に支障をきたしても新しい家を探す気力がないという人は多いです。そのためマンションの寿命を迎えたとしてもそのまま住み続ける人は少なくありません。

そういったマンションでは管理体制も機能していないことも多く、相続放棄や、所有者不明により管理費未収が多額になることからスラム化してしまっています。

●建物を壊すのでも、新たに建て替えるのでもなくその価値を再生・向上させていくことで、「100年先まで住む人の思いを遺す資産継承を実現し、次の世代へと繋いで行くため、管理の重要性が問われる時代です」。

●管理委託先の管理会社から、人件費、他設備管理費も値上がりしているの中で、現状の管理委託費では、契約継続は難しい。値上げを迫られたらどうしますか？

一 仕方が無いので、値上げに応じる

二 管理人などの、時短を提案し、同額で再契約に応じて貰う。

三 全部委託は取り止め、設備維持点検業者等、自分達組合員が探し、直接契約する。

四、契約解除し、自主管理とする。但し、会計出納などの煩雑な業務は専門会社社に任せる。

五、管理会社を変更する。

●時代の推移と共に、昭和、平成の管理方式から、令和の新しい時代の費用対効果も期待出来る最小限の費用を持つて、最大限の効果が得られる次世代を見据えた創造ある管理に努めることが大切です。

ビジョンを持つて、建物の将来設計を考える

分譲マンションを快適な住まいを維持していくには、区分所有者が、自分たちだけでなく将来世代に引継ぐためにも、適正な維持管理によりマンションの資産価値を生み出す管理組合の取り組み体制が必要でしょう。

●建物に居住するためには、経年劣化に伴ない維持、保全、修繕、改修の修繕周期を計画し、予算化しておかなければ、資金ショートして、一時金を拠出しなければならなくなります。

組合員の自主的、主体的取り組みにより合意形成を諮り、総体的に一つの方向性を見出して行く事の計画が必要です。早い段階から、建物をどうするか、建替えるか、100年マンションにするか、敷地売却方向にするかを「見える化」する

ことで管理の質が高まり、組合員相互の快適な住まいを構築して行く事が出来ると考えます。

よく見聞きする有名なことわざに「仏作って魂入れず」と言う言葉があります。元の意味は「仏像を作っても魂を入れなければ、単なる木や石と同じである」そこから転じて「せっかく良いものを作っても、大事なものが抜け落ちていけば、作った努力もむだになる」ということです。

仏作って魂入れず
誰が魂入れるのですか？

●今回の法改正において、「マンション管理適正化推進計画」に「管理計画認定制度」の新制度が盛り込まれましたが、法律自体の作成は国ですが、実際に法を運用するのは、市区（町村は都道府県）となります。

当該制度の運用は、各自治体に任せられています。「推進計画」を作成した自治体があっても、当認定制度に申請する、しないは、管理組合の自由です。

一般的に法律の趣旨規定を置く場合、最終的には、その法律の内容、性格、制

定理由などを総合的に勘案し、その必要性を判断して決定することになります。

●国は、法改正をしたが、その運用は、各自自治体に丸投げし、「裁量行政により、お任せします。」と言う制度です。その裁量行政に乗るも見送るも、各管理組合で決めて下さい。「どちらでも良いですよ。」と言う法律改正となっています。

本来なら、区分建物の実態を把握した上で、羈束行為により法改正を行うべきではないでしょうか。

「認定申請条件に及ばない、出来ない」マンション建物をどの様にするかは、一切説明されていません。

関連法に抵触する建物でも
認定基準を満たすの？

「管理計画認定制度」の中に、例えば、火災が発生しても、火災報知器が壊れて、非常通報が発報しないために、煙に巻かれて逃げ遅れ、死に至らしめる様な事案があっても、認定基準に「消防法の適合要件」は入っていないので、「認定承認」と言う事になります。建物の中に人が住み、生

活すると言う事は、その専有部分に個人の生命・身体・財産を預けているのです。

消防法令に満たないマンションがあったなら、法律要件に基づき、どの様に本法基準を満たさせるか組上に載せ、住人の安全、安心な暮らしを担保させるに、必要な制度を設ける事に法改正の意義があると認めます。

時代の推移により、社会環境、経済状態も刻々変化します。国から目線の一方的な法律改正ではなく、真にマンション住民に寄り添い、現実の実態を踏まえた上で、マンション管理組合の意見も聞きながら法改正に着手すべきでしょう。

国は、これから、各種法令に満たない区分建物をどうするか、と言う問題を真摯に取り組み、本来の機能が果たせられる様な建物の制度作りの法整備が必要と考えます。



LIXILの1dayリフォームは、お手頃な暮らしアップ提案です。

“居ながら施工”で あっという間に 快適な暮らしへ！

LIXILリニューアルのサッシ・玄関ドア『カバー改修』

管理組合様からのお問い合わせ窓口をご用意

マンション管理組合様、マンション管理会社様、マンション修繕業者様からの技術的なご質問、価格等のお問い合わせにお応えします。

テクニカルサポート **e-DESK**

電話 **03-6748-3987**
受付時間 月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始・夏季休暇等を除く)

Web **LIXIL e-DESK**
で検索ください。

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法
(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは
関西ペイント販売株式会社 本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
建設塗料本部 TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料
アレスセラフツリ
低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料
アレスセラレタン

関西ペイントホームページ <http://www.kansai.co.jp/>

高騰化する共有部火災保険料の対策でお困りではございませんか？

- ◆ 年々値上げの続く火災保険料が、管理費会計を圧迫している。。。
- ◆ 更改の見積を取ると、これまでの保険料の3～4倍になり驚愕してしまっ。。。

共有部火災保険は、グッド保険サービスまでお気軽にご相談下さい！

複数の損保商品を扱う当社ならではの組み合わせプランで、管理組合様のお悩みを解決致します！

取引損保：損保ジャパン、東海日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、日新火災

お問合せ先 株式会社グッド保険サービス 担当：伊藤、関根、本間、高橋

Tel 03-5413-4911 e-mail: kanri-kumiai@goodhoken.co.jp

あなたのマンションは大丈夫？

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります。

ダイショウテックの設備リニューアルにより建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社
株式会社 大勝テック

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18 ☎03-3856-2870
<http://daisho-tec.com>

築33年経過した給水管の内部

マンションの未来をみなさまと創造する企業

私たちは、確かな管理サービスで、マンションの「住まう価値」「次の世代につなぐ価値」を守ります

〈マンション管理のお問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 北関東支社
埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-81 いちご大宮ビル 5F 〒330-0802
TEL:048-648-1871 WEB:QRコードよりお問い合わせください
マンション管理業者登録番号：国土交通大臣 (5) 第060755号

SUUMO AWARD 2022
首都圏 分譲マンション管理会社の部
スタッフホスピタリティ部門 (100戸以上の部) **最優秀賞**
スタッフホスピタリティ部門 (100戸未満の部) **優秀賞**
コミュニティ満足度部門 (100戸以上の部) **優秀賞**
コミュニティ満足度部門 (100戸未満の部) **優秀賞**
防災対策・イベント企画部門 (100戸以上の部) **優秀賞**
修繕対応部門 (100戸以上の部) **優秀賞**
総合評価 (100戸以上の部) **優秀賞**

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
令和五年
特定非営利活動法人
埼玉県マンション管理組合ネットワーク
(NPO法人 埼玉管ネット)

マンション管理の ベテランがいる管理会社

— 創業まもなく60周年 —



株式会社ビルセンター

マンション管理業者登録 国土交通大臣(4)第031134号
宅地建物取引業 東京都知事(10)第40887号
建物管理本部

【東京本社】東京都豊島区南池袋2-26-5

アイ・アンド・イー池袋ビル4F

TEL:03-5952-1141 FAX:03-5952-0891

<http://www.builcenter.com/>

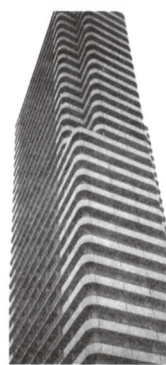
【横浜支店】横浜市港北区新横浜一丁目4番7号

ミスミコチ事務棟4階402号室

TEL:045-577-6600 FAX:045-577-6008



ビルセンターの管理体制は、同業他社とは異なる、
管理物件に対して、専任のフロントと専任の設備担当を配置します。



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053

TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

マンション管理は お任せください。



「しあわせ」な暮らし

あなぶきハウジングサービス

東京本社 開発事業本部 /

〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング5F

管理会社変更のご相談は
あなぶきコールセンター(24時間365日)



0800-500-5505



FBS

株式会社エフビーエス

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11

協和産業株式会社

マンションの資産価値を高
めるため…

エントランス・玄関扉・窓・のバリューアップ
対震、防犯化へのリニューアルは、
30年実績の専門業者におまかせください
本社 〒336-0032 さいたま市南区四谷
2-5-11

<http://www.kyowazangyo.co.jp/>

TEL 0120-344-356



マンション・建物 大規模改修

■東日本リニューアル事業部

東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店

《お問合せ》 ☎ (03) 3474-1941

■西日本リニューアル事業部

関西支店・福岡営業所

《お問合せ》 ☎ (06) 6382-8410



快・楽・力
快速・集まる・改修力



ヤマギシリフォーム工業株式会社

<http://www.ymgs.co.jp>

タキロンシーアイグループ

「生活環境を足もとから支える。」

タキロンシーアイの床材は、居住空間の演出にとどまらない
安全性と耐久性、快適性を追求しています。



タキロンマテックス株式会社

<https://www.t-matex.co.jp>



東京支店 〒108-6015 東京都港区港南2-15-1(品川インターシティA棟) TEL (03) 5781-8150 FAX (03) 5781-8130

住宅の省エネリフォームへの支援の強化

令和4年度補正予算
・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省） 1000億円
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省） 300億円
・こどもエコすまいる支援事業（国土交通省） 1500億円（新築・リフォームの合計）

別添1

※青字下線部が令和4年11月8日公表資料からの主な変更点

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要がある。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

対象

工事内容	補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3 高性能の断熱窓（熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トランパー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限200万円/戸
	2) 高効率給湯器の設置※2,3 高効率給湯器（(a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機）	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4 開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽等）の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②その他のリフォーム工事※4 (①1)～③のいずれかの工事を行った場合に限り)	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	*子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸（既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸） *安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）による支援

※3 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、※1又は※2の事業の事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限り。

※4 こどもエコすまいる支援事業（国土交通省）による支援。補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に「リフォーム工事に着手したもの」に限る（交付申請までに事業者登録が必要）。

専有部の省エネリフォームへの支援強化へ

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携支援事業

昨年暮れの12月27日に右

●省エネ改修

表の支援概要が公表され、詳しい内容は共通ホームページ「住宅省エネ2023キャンペーン」からアクセスが可能です。

共用部改修の補助対象は区分所有者の合意形成を経て総会決議が必要であり、既に大規模修繕工事などの検討を具体的に進めている管理組合に向けた内容となっています。この支援事業が

10年程度続くことが決定できれば既存施設の長寿命化を目指す流れが生まれるのではないかと思います。

●その他のリフォーム工事

高経年マンションの専有部の給排水工事が進まない管理組合にとっては令和4年度から行われてきた専有部のリフォームに関わる支援事業が継続されたことにより専有部の水廻りの改修に併せて個別に共用部の配管の工事を進める事ができるからです。コンサルタント会社では専有部の給排水配管を規約共用部として管理組合工事として纏めて実施することを奨められる場合が多い傾向ですが、専有部の配管を改修するためには、設備配管工事以外に造作工事費が、その何倍も掛かります。加えて、既に水廻りのリフォームが終わっている住居には、相当額の費用返還が発生します。

専有部のリフォーム工事では上限30万円/戸が見込めるため、老朽化した給排水工事を促す動機付けとして活用することも有効です。

マンション長寿命化促進税制が創設

国土交通省住宅関連の報道発表

昨年暮れ令和4年12月23

日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」では、マンション長寿命化税制が創設されました。ざっくり完結に述べると、過去に大規模修繕工事を実施しており、令和5年4月

1日（令和7年3月31日の2年間に屋根・床の防水工事、外壁塗装工事を行った10戸以上のマンションは、翌年の各区分所有者に課される固定資産税額が1/6～1/2の範囲内で減額されることとなります。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設（固定資産税）

別紙

一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税額を減額する特例措置を創設する。

施策の背景

- 多くの高経年マンションにおいては、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足。
- 長寿命化工事が適切に行われず、外壁剥落・腐蝕化を招き、周囲への大きな悪影響や除却の行政代執行に伴う多額の行政負担が生じる。建替えのハードルも高く、マンションの長期使用を促す必要。
- このため、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることが必要。

行政代執行により除却したマンション



・外壁が剥落し、アスベスト飛散のおそれ
・行政代執行費用：約1.2億円

要望の結果

特例措置の内容

- 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事（※1）が実施された場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税額を減額する。
- 減額割合は、1/6～1/2の範囲内（参酌基準：1/3）で市町村の条例で定める。

（※1）屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

【対象となるマンションの要件】

築後20年以上が経過している10戸以上のマンション

長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施

長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保
積立金を一定以上に引き上げ、
「管理計画の認定」を受けていること等（※2）

長寿命化工事の実施

- マンションの各区分所有者に課される工事翌年度の固定資産税額（建物部分：100㎡分まで）を減額する。
- 減額割合は、1/6～1/2の範囲内（参酌基準：1/3）で市町村の条例で定める。

（※2）地方公共団体の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直し等をした場合も対象

結果

- 上記について、2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）の特例措置を創設する。

管理組合は「専有部分区分所有者」の集合体

マンション建物に、何らかの瑕疵があり、他人に損害を与えた場合に、原則として責任を負うのは工作物の占有者であるが（民法第717条1項本文）、工作物の占有者が損害防止のために必要な注意義務を果たしている場合には工作物の所有者が賠償責任を負う（民法第717条1項但書）とあります。区分所有法の場合、建物が専有部分と共用部分に分かれており（区分所有法2条3項・4項）、専有部分に瑕疵がある場合には専有部分の占有者・所有者が責任を負い、共用部分に瑕疵がある場合には共用部分の占有者・所有者が責任を負うことになります。

●工作物責任と組合員の共用部分瑕疵責任につき、次の様な判決が出ています。（東京高裁平成29年3月15日）

「工作物責任につき、管理組合が本件建物の共有部分を占有している事を認めるに足りる証拠はない。」



日経xTECH 2021. 11. 11より

本件建物の共用部分の占有者は、管理組合ではなく、本件建物の区分所有者全員である。管理組合は区分所有者の団体であり、本件建物を管理しているが、管理責任がある所に、占有があるとは言えない。」として管理組合の工作物責任を負う事を否定しています。

●区分所有者責任

令和2年2月に神奈川県逗子市で市道沿いにあるマンション敷地内の斜面が崩れ通行中の女子高校生が亡くなった事故がありました。この事故で、被害者側の遺族が「区分所有者側」を過失致死容疑で告訴し、損害賠償請求一億八千万円を請求したと報道がありました。

区分所有者の共有に属する工作物責任を負うのは、管理組合ではなく、全区分

所有者となります。その理由としては、総有説において、団体の財産が形式的には各構成員（区分所有者）に帰属し、建物及び敷地の処分権は区分所有者にある（形式面）ことがあげられています。以上の様に事故等が発生した場合、管理組合ではなく、全区分所有者に、所有者責任が問われる事になります。

所有マンションに居住していなくても、不動産登記法第27条・第44条により、専有部分の処分権がある区分所有者に責任の所在がある事に留意して下さい。

彩の国埼玉県環境大賞へ応募

当法人の団体会員である「越谷市マンション連合会」の会員で交流会に参加され、「越谷レイクタウン河川調節池」周辺のマンション群に居住している方より、同河川調節池には、ゴミが浮き、魚のへい死も多く、環境、衛生に悪影響を与えているが何とかならないか、との相談がありました。当法人の定款には「環境の保

令和4年度
**彩の国
埼玉環境大賞募集**

応募締切
令和4年
9月30日
（日）

環境保全などに取り組む個人・団体、SDGsなど環境・社会・経済に統合的に取り組む事業者を表彰し、その功績をたたえます。

県民部門 活動例	事業者部門 活動例
● 河川、湖沼、下川など自然保全活動や自然環境の保全に取り組む	● 廃棄物の減量活動や資源型社会の実現に取り組む
● 児童や学生が地域の多様な自然環境の保護に主体的に取り組む	● 防災・減災や環境共生の観点からSDGsに取り組む
● 地域社会と連携した環境活動や環境教育の実施	

全を図る活動」があるので、県のサポート事業として、ボランティアで船を出航させ、水面に浮遊しているペットボトル、ゴミ、へい死の魚を回収する活動を行う事とし「彩の国埼玉環境大賞」へ応募しました。本法人は、SDGs地球環境問題にも積極的に取り組んでいます。当該活動にボランティアで協力頂ける方を募集しています。会員の子供さんの応募も受付けています。

セミナー開催のお知らせ

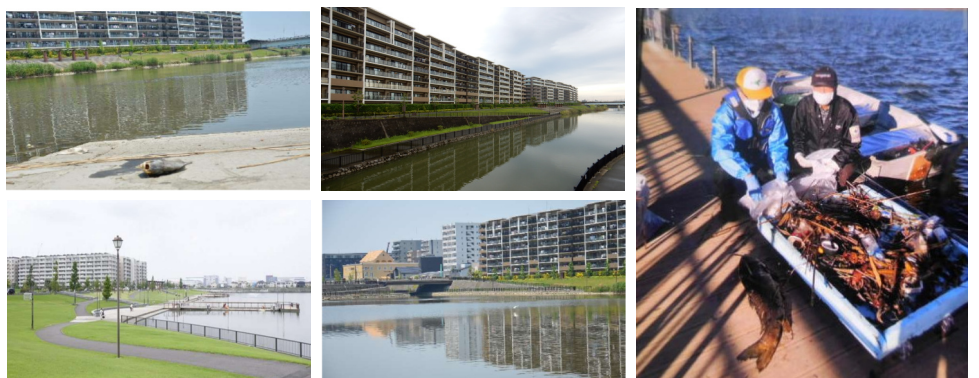
日時… 令和5年2月11日（土） 13:30～15:30
場所… 越谷市市民活動支援センター活動室A

（越谷駅東口駅前ツインタワー5階）

定員… 10名、ZOOM定員10名（定員になり次第締切ります）
講演内容… 一部 「長期修繕計画」の作成要領
二部 居住者名簿・所有者名簿の保管要領

受講費用… 無料

申込先 当会ホームページ「お問い合わせ」欄に「セミナー受講希望」と送信若しくは048-887-9921迄



2023年 埼管ネット年間行事予定表

月 日	行事予定	会場	月 日	行事予定	会場
1月 7日	仕事始め	事務局会議室	7月 8日	役員会	事務局会議室
14日	役員会	事務局会議室	8日	組合管理運営相談会	事務局会議室
14日	組合管理運営相談会	事務局会議室	8日	建物修繕相談会	事務局会議室
未定	地域交流会	未定	未定	土曜サロンor地域交流会	オンライン併設対応
2月 11日	役員会	事務局会議室	8月 12日	役員会	事務局会議室
11日	賀詞交換会	事務局会議室	12日	組合管理運営相談会	事務局会議室
11日	組合管理運営相談会	事務局会議室	12日		事務局会議室
11日	管理組合実践セミナー	越谷市市民活動支援センター	13日～18日夏期休暇		
3月 11日	役員会	事務局会議室	9月 9日	役員会	事務局会議室
11日	組合管理運営相談会	事務局会議室	9日	組合管理運営相談会	事務局会議室
11日	建物修繕相談会	事務局会議室	9日	建物修繕相談会	事務局会議室
11日	管理組合実践セミナー	越谷市市民活動支援センター	未定	土曜サロンor地域交流会	オンライン併設対応
4月 8日	役員会	事務局会議室	10月 14日	役員会	事務局会議室
8日	組合管理運営相談会	事務局会議室	14日	組合管理運営相談会	事務局会議室
8日	建物修繕相談会	事務局会議室	14日	建物修繕相談会	事務局会議室
未定	建物保全研修会	未定	未定	建物保全研修会	未定
未定	土曜サロンor地域交流会	オンライン併設対応	未定	土曜サロンor地域交流会	オンライン併設対応
5月 13日	役員会	事務局会議室	11月 11日	役員会	事務局会議室
13日	組合管理運営相談会	事務局会議室	11日	組合管理運営相談会	事務局会議室
13日	建物修繕相談会	事務局会議室	11日	建物修繕相談会	事務局会議室
未定	土曜サロンor地域交流会	オンライン併設対応	未定	法律相談会	オンライン併設対応
6月 10日	役員会	事務局会議室	12月 9日	役員会	事務局会議室
10日	組合管理運営相談会	事務局会議室	9日	組合管理運営相談会	事務局会議室
未定	管理組合実践セミナー	オンライン併設対応	9日	建物修繕相談会	事務局会議室
			28日	仕事納め	

【事務局からのお詫びと訂正】

マンションLife 2022年7月 第135号に付き
5 ページに「マンションアドバイザーを派遣
します。」の案内を掲載しましたが、申請先
を掲載致しませんでしたこと、お詫びと右に
案内を追加掲載させていただきます。

申請先
(郵送or直接)

- ◆埼玉県都市整備部住宅課マンション担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話:048-830-5573
- ◆埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」
〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630大宮駅構内
電話:048-658-3017



<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/mansion-adviser/adviser-haken.html>

埼玉県マンションアドバイザー派遣 検索

【埼管ネットでは、随時会員を募集しています】

当会は、「地域社会貢献活動団体」に努め、埼玉県を初め、近隣県においても幅広く活動しています。組合運営、日頃の生活面に悩みごと、心配ごと等の相談にも対応しています。

情報交換会等、他の組合はどのような活動状況なのか、様々な意見交換を行って頂いています。お気軽にお問い合わせ下さい！

問い合わせ先：TEL 048-887-9921、或いはURLのお問い合わせフォームより、ご連絡をお願い致します。URL：<https://www.saikan-net.com>
メルマガ登録ページ / URL：www.mag2.com/0001682307

【マンションLife情報マガジン】

分譲マンションにお住まいの方、これから分譲マンションに住みたいという方に暮らしの情報を発信するメールマガジンです。メールマガジンを通じて、安心、快適な住まいのための問題解決のヒントになるお話が出来ればと考えています。